

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○議長（大島理森君） 白石洋一君。

〔白石洋一君登壇〕

○白石洋一君 国民民主党の白石洋一です。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表しまして、ただいま議題となりました政府提出、健康増進法の一部を改正する法律案について、厚生労働大臣に質問します。（拍手）

まず、受動喫煙対策に対する基本的スタンスについて伺います。

国立がん研究センターの発表によれば、受動喫煙を受けなければ亡くならず済んだ方は、国内で少なくとも年間約一万五千人とされています。

これは、交通事故で亡くなる方よりもはるかに多い人数です。

受動喫煙対策は喫緊の課題であり、それを早期に実行すべきであるということは、与野党一致していると考えます。ただし、受動喫煙対策は、働く者の命、国民の命をいかに守るかという観点から先で、飲食店などを受動喫煙対策の規制からい

に利益を守るかはその次という順番で策定すべきであると考えます。この点について、厚労大臣の所見を伺います。

昨年六月に当時の塩崎厚労大臣が出した談話には、国民の健康を第一に、世界に恥じない受動喫煙対策の法案をできるだけ早期に提出とありますが、政府案は、国民の健康第一で世界に恥じない法案となっていると胸を張って言えるのでしょうか。明快な答弁を求めます。

次に、法案の審議日程について伺います。国民の健康を守るため、また、二〇一九年のラグビーワールドカップや二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに間に合わせるために、迅速に法改正を行わなければならないという事情は十分理解します。

しかし、政府・与党の中のすったもんだの議論によって法案提出が大幅におくれたにもかかわらず、野党に会期末の短期間で審議しろというのは、国会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。国会提出が大幅におくれたことについて、まず野党への謝罪があつてしかるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

また、国民の健康と命にかかわる法案を拙速に審議したのでは、将来に禍根を残すおそれがあります。受動喫煙対策の法案については、慎重な審議を行うことを強く求めます。厚労大臣の見解を伺います。

次に、飲食店の規制の特例について伺います。昨年三月、厚労省から、「受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」が示され

ました。その案では、規制の対象から外すのは小規模なバーやスナック等に限定されてきました。昨年六月の塩崎厚労大臣談話でも、例外措置は小規模飲食店を対象とされていました。

ところが、今国会に提出された政府案では、対象外となる施設が大幅に拡大し、個人又は中小企業かつ客室面積百平米以下の既存の飲食店とされています。

昨年三月の厚労省案からなぜ変わったのか、国民に対してその議論の経緯や考え方を明確に説明することが必要です。答弁を求めます。

政府案では、特例措置で規制の対象外となる店舗が全飲食店の約五・五割にも上ります。これで、法案の目的である、望まない受動喫煙の防止という目的を達成することができのでしょうか。明快な答弁を求めます。

厚労省は、昨年三月に厳しい案を示した際には、受動喫煙対策の規制を導入した諸外国の状況として、飲食店への影響に関する百六十五調査のうち、信頼性の高い四十九の調査では、ほとんどのものがレストラン、バー等への経営に影響なしという結論だったと強調しています。

厚労省は、現時点でも、受動喫煙対策の規制を導入しても飲食店経営への影響はないという考えに変わりはないのでしょうか。もし考えに変わりがなければ、なぜ、今国会に提出した法案では、客室面積百平米以下というように、規制を当初の案から大幅に緩めてしまったのでしょうか。答弁を求めます。

政府案の規制の特例は、別に法律で定めるまで

の間の措置とされていますが、別に法律で定めるまでの間とはいつまでを想定しているのですか。塩崎厚労大臣談話で、時限を明確にした激変緩和措置としての位置づけとすべきとされていることを踏まえれば、時期を明確に示すべきではないでしょうか。明確な答弁を求めます。

次に、国会や地方議会の位置づけについて伺います。

昨年三月の厚労省案では、国会や地方議会は喫煙専用室を設置できないこととされていますが、政府案では、国会、地方議会を喫煙専用室の設置可能な第二種施設に位置づけています。

なぜ規制を緩めたのですか。随より始めよ、国会や地方議会の建物は喫煙専用室を設置できない第一種施設にすべきであると考えますが、大臣御自身はどうお考えか、答弁を求めます。

次に、医療施設等の位置づけについて伺います。昨年三月の厚労省案では、健康上の配慮を要する者が利用する施設である医療施設、小中高校等は敷地内全面禁煙とされていますが、政府案では、屋外に喫煙場所を設置することができると第一種施設に位置づけています。

また、昨年三月の厚労省案では、老人福祉施設や運動施設について喫煙専用室を設置できないとされていますが、その後の政府案では、老人福祉施設や運動施設を喫煙専用室の設置可能な第二種施設に位置づけています。

なぜ、このように規制を緩めたのでしょうか。答弁を求めます。

次に、飲食店で働く立場から見た受動喫煙対策

について伺います。

政府案は、従業員のうち、二十歳未満の者については喫煙可能場所に立ち入らせてはいけないこととしていますが、二十歳以上の者についてはそのような制限を課しておらず、使用者に対して適切な措置をとることを努力義務のみとしたり、省令により、従業員の募集の際にどのような受動喫煙対策を講じているかについて明示することとしている程度です。

受動喫煙対策が不十分な飲食店等には就職しなければよいということになりますが、もともと働いている人は、自分が働いている飲食店等の受動喫煙対策が不十分だと思った場合にどのような対応したらよいのでしょうか。答弁を求めます。

東京都は、従業員を使用している飲食店を原則屋内禁煙とする条例案を議会に提出する予定です。東京都は、従業員という、人に着目した対策とPRしていますが、政府としては東京都の条例案をどのように評価されているのでしょうか。答弁を求めます。

次に、加熱式たばこの取扱いについて伺います。政府案では、加熱式たばこの煙が他人の健康にどのような影響を及ぼすのかが明らかではないという理由から、紙巻きたばこと異なる扱いとし、飲食等もできる喫煙室内での喫煙を認めることとしています。また、報道によれば、東京都が提出予定の条例案も、専用の喫煙室を設ければ飲食もできるように内容を変更したとのこと。たばこメーカーは加熱式たばこに力を入れています。現時点では厚労省は加熱式たばこの健康への影響

をどのように認識しているのか、健康への影響があるのかどうか、いつまでにどのように確認していくのでしょうか。答弁を求めます。

次に、屋外での受動喫煙対策について伺います。屋内での受動喫煙対策のための規制を厳しくすると、屋外で吸う人がふえることが想定されます。そのため、屋外喫煙所の整備を進めていく必要があると考えますが、政府はどのような対策、支援を講じていくのでしょうか。答弁を求めます。

全国の市町村のうち、路上喫煙を何らかの形で規制する条例があるのは二百六十自治体で、全体の約一五％にとどまっています。子供が歩きたばこをしている人と遭遇することは少なくないと考えられますが、路上での喫煙に対して、規制を自治体の対応だけに任せていいのでしょうか。答弁を求めます。

次に、施行期日について伺います。政府案では、第一種施設に係る施設はラグビーワールドカップまでに実施するとされているものの、その他の重要な飲食店等に対する規制は二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックまでに全面实施とされています。国民の健康を守る観点からは、施行日はもっと早くすべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、受動喫煙対策の政府案を所管する厚労省の健康局長が、同じ省の女性職員にセクハラが疑われるメールを繰り返し送り、戒告処分を受けた事案について伺います。

東京労働局長が公権力を振りかざして報道機関に圧力をかける発言を行ったことで懲戒処分を受

けたばかりであり、厚労省の緩みは目に余るものがあります。また、受動喫煙対策とは、社会のマナーをルール化するという倫理的な意味合いも持ちます。その先頭に立つべき事務方のリーダーである健康局長の当該事案について、厚労省の責任者である加藤厚労大臣はどのように考えているのか、厚労省内で再発防止のためにどのような対策を講じたのか、伺います。

あわせて、既に国民民主党はパワハラを伴うセクハラも対象となるパワハラ規制法案を参議院に提出し、審議されています。この法案に御賛同いただけると思いますが、答弁を求めます。

最後に、誰もが受動喫煙の被害を受けることなく、健康で長生きできる社会となるよう、実効性のある受動喫煙対策を早期に導入することを強く求めまして、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

〔国務大臣加藤勝信君登壇〕

○国務大臣（加藤勝信君） 白石洋一議員より、まず、受動喫煙対策の考え方及び本法案の趣旨についてのお尋ねがありました。

我が国では、依然として多くの国民がさまざまな施設において受動喫煙を経験している状況にあり、二年後の東京オリンピック・パラリンピックを一つの契機として、国民の健康増進を一層図るためには、受動喫煙対策を更に強化していくことが必要であります。

このため、今回の法案では、望まない受動喫煙をなくすという基本に立ち、多数の方が利用する施設等について、法律上、原則屋内禁煙とするも

のであります。

この際、既存の小規模飲食店については経過措置を設けているものの、新たに開設する店舗については原則屋内禁煙となること、喫煙可能場所について、二十歳未満の方の立入りを禁止することといった内容を盛り込んでおり、今後、受動喫煙対策が段階的に進む実効性のある案になっております。

また、我が国では、各自治体における屋外、路上での喫煙の規制が先に進んでいる経緯があるなど、他国と異なる事情もあると考えており、本法案により、我が国としての総合的な受動喫煙対策を着実に進めてまいります。

法案の提出時期及び審議についてのお尋ねがありました。

今回の法案は、国民の健康増進を一層図るために、受動喫煙対策を更に強化するものであり、東京オリンピック・パラリンピックの前の二〇二〇年四月に全面的に施行することとしていることから、政府・与党内での議論を経て、国会会の法案の提出期限内に提出をしたものであります。

また、本法案は、これまで努力義務による自主的な対応によっていた受動喫煙対策について、法律上新たに設ける義務のもとで段階的かつ着実に前に進めるものであり、その意義は大変に大きいと考えております。

委員より、受動喫煙対策ができるだけ早く講ぜられることが重要であるとの御指摘をいただいたところであり、精力的に御審議いただきたいと考えております。

昨年三月に厚労省が公表した「基本的な考え方の案」からの変更理由、経過措置及び法案の実効性についてのお尋ねがありました。

昨年三月に、面積が一定規模以下のバー、スナック等を経過措置の対象とすることなどを内容とする基本的な考え方の案を公表しましたが、経過措置の範囲などをめぐり、政府・与党内でなお調整を要する状況が続いております。

このような経緯も踏まえた上で検討した結果、喫煙専用室の設置等を直ちに義務づけることが事業継続に大きな影響を与えると考えられる一定規模以下の飲食店への配慮が必要と考えられることから、バーやスナックに限らず、経過措置を設けた上で、本法案を提出したものであります。

その上で、本法案には、新たに開設する店舗を原則屋内禁煙とし、また、喫煙可能な場所に二十歳未満の方の立入りを禁止するといった内容を盛り込んでおり、受動喫煙対策が段階的に進む実効性のある案になっていると考えております。

受動喫煙対策の規制の経営への影響についてのお尋ねがありました。

お尋ねの経営への影響については、例えば、WHOのIARC、国際がん研究機関による報告において、レストラン、バー等を全面禁煙にしても、総じてマイナスの経済影響は認められなかったとの記載があることは承知しております。

しかしながら、この調査については、屋外についての規制がない海外におけるデータであることや、個別の飲食店ごとに見た場合には、禁煙化に伴ってプラス、マイナスの両面の影響が出ること

は否定されていないことも踏まえると、今回の受動喫煙対策が個別の店舗の経営に影響を与えないと言いつけることは難しいと考えております。

このため、既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗に対する経過措置を設けるとともに、喫煙専用室等の整備費用への助成などの支援も行うべく、いくことにより、受動喫煙対策が着実に進むような環境整備を進めてまいります。

飲食店の規制の特例措置の終期についてのお尋ねがありました。

既存の特定飲食提供施設に係る経過措置の終期である「別に法律で定める日」については、現時点において具体的に想定しているものではありません。

本法案の施行後、受動喫煙防止に関する国民の意識や、既存の特定飲食提供施設における受動喫煙防止のための取組の状況を勘案し、適切に判断してまいります。

国会を第一種施設に含めなかった理由についてお尋ねがありました。

今回の法案においては、多数の方が利用する施設を原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室のみ喫煙できることを原則とした上で、国や地方公共団体の行政機関については、国民や住民の健康を守る観点から受動喫煙対策を総合的かつ効果的に推進する責務が課せられていることから、対策をより一層高めた敷地内禁煙となる第一種施設としております。

この法案においては、立法及び司法の機関についてはそうした責務が課せられておらず、行政機

関とは性格が異なるものであることから、原則屋内禁煙とし、喫煙専用室でのみ喫煙ができるという原則的な取扱い、すなわち第二種施設としていくところであります。それ以上の取組については、それぞれの機関において御判断いただくべきものと考えております。

医療施設や老人福祉施設等に関する規制の内容についてお尋ねがありました。

本法案では、受動喫煙による健康被害、健康影響が大きい子供、患者等が主たる利用者となる学校や病院などの施設を第一種施設に分類し、敷地内禁煙としております。

一方、第一種施設の敷地内を全面禁煙とした場合、施設外での喫煙に伴う近隣施設等との摩擦などの問題も生じ得ることなどから、特定屋外喫煙場所において限定的に喫煙を認めることとしております。

老人福祉施設等については、主として利用される方が子供や患者等ではないため、第一種施設ではなく第二種施設に分類し、原則屋内禁煙としつつ、喫煙専用室でのみ喫煙できることとしております。

飲食店等で働く人の立場から見た受動喫煙対策についてのお尋ねがありました。

本法案では、施行の際、現に従業員を使用する者に対して、その実情に応じ、従業員の受動喫煙を防止するため適切な措置をとるよう努力義務を課しております。

厚生労働省としては、こうした規定に基づき、事業場内の換気などの対策を行うことや、そうし

た対策状況を従業員に周知することなど、受動喫煙対策の具体例をガイドラインによりお示しするとともに、喫煙専用室の整備等への支援を進めることとしております。

東京都の条例案についてのお尋ねがありました。東京都におかれては、四月二十日に条例の骨子案を公表された後に、検討を進められ、条例案を都議会に送付されたと同っております。

一般論として、各自自治体の条例において、法律に上乗せの規制を課すことはあり得るものであります。東京都におかれては、オリンピック・パラリンピックの開催都市としてのお立場から、内容を検討されてきたものと承知しております。

政府としては、受動喫煙対策を進める観点から、東京都を始めとする関係自治体と引き続きよく協力連携してまいります。

加熱式たばこの健康への影響についてお尋ねがありました。

加熱式たばこについては、その主流煙に、健康に影響を与えるニコチンや発がん性物質が含まれていることは明らかですが、現時点の科学的知見では、受動喫煙による将来的な健康影響を予測することは困難であります。

また、受動喫煙を受けてから健康影響を生じるまでには、比較的短期間で症状があらわれるものと、相当な期間後にあらわれるものがあります。

そのため、加熱式たばこの健康影響については、諸外国における研究の動向、今後さまざまな種類の加熱式たばこが開発される可能性なども踏まえて中長期的に研究をしてまいります。

屋外喫煙所の整備についてのお尋ねがありました。

屋外における望まない受動喫煙を防止するための環境を迅速に整備する観点から、屋外における分煙環境の整備を行う地方自治体に対し、財政支援を行うこととしております。

路上喫煙の規制についてのお尋ねがありました。屋外については、通常、煙が拡散することや、その場に長時間とどまることが想定されないことから、今回の法案では、多数の方が利用する施設の屋内を原則屋内禁煙とするなどの規制を設けることとしております。

一方で、御指摘のとおり、屋外であつても、多数の方が通行する場所など、近くを通る非喫煙者が容易に煙にさらされるような環境を喫煙場所とすることは望ましいとは言えません。

このため、屋外における分煙環境の整備への財政的支援を行うこととしているほか、屋外等で喫煙をする際に、周囲の状況に配慮すべき旨の規定を本法案の中に設けております。

本法案の施行日についてのお尋ねがありました。本法案は、本法案が社会全体に影響を与えるものであること、また、喫煙専用室等を設置する場合には、施設の改修等に一定の時間を要することに鑑み、事業者の方に過剰な負担が生じないように、二〇二〇年四月一日を最終的な施行日として、段階的に対応していくこととしております。

こうしたことから、新しいルールについて丁寧な説明、周知を行い、受動喫煙対策を段階的かつ着実に前に進めてまいります。

セクハラ防止についてのお尋ねがありました。幹部職員によるセクハラ行為が発生したことは、まことに遺憾であります。

厚生労働省においては、幹部職員に対して、セクハラ防止に関して遵守すべき事項について、法令遵守マニュアルを再度確認するよう指示するなど、信用失墜行為の再発防止の徹底を図っているところであります。

パワハラ規制法案についてのお尋ねがありました。御指摘の法案については、議員立法であることから、国会において御判断いただくべきものと考えております。（拍手）